

7月15日第1回合併協議会が開催され  
館林市と板倉町の  
合併協議がスタートしました

## 館林市・板倉町合併協議会

# 創刊号

平成28年(2016)9月1日発行

# 館林市・板倉町 合併協議会だより



- 会長・副会長あいさつ・・・・・・・・・・ P2
- 合併協議会設立までの経緯・・・・・・・・ P3
- 合併協議会の組織・・・・・・・・・・ P4
- 第1回合併協議会の結果概要・・・・ P5～P8

発行：館林市・板倉町合併協議会 / 編集：館林市・板倉町合併協議会事務局  
〒374-8501  
群馬県館林市城町1番1号（館林市役所内） TEL：0276-72-4111（内線511・514）/FAX：0276-72-3297  
【URL】 <http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>  
【E-mail】 [tatebayashi-itakura.gappeikyo@city.tatebayashi.gunma.jp](mailto:tatebayashi-itakura.gappeikyo@city.tatebayashi.gunma.jp)

第1回  
館林市・板倉町合併協議会  
会長あいさつ



会長（館林市長 安楽岡 一 雄）

本日は、大変ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。誠にありがとうございます。また、この度は、館林市・板倉町合併協議会の委員就任を快くお引き受けいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

第1回の合併協議会を開催するにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。皆様ご承知のとおり、6月1日に館林市・板倉町合併協議会が設立となりました。この協議会は、市と町が合併に向けた協議を進めるうえで、両市町の議会の承認を得た法定協議会であり、合併に関するあらゆる事項をご審議いただく組織でございます。協議会では、合併の方式や期日、新市の名称や事務所の位置など、重要な事項をご審議いただくこととなりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、館林市は、昭和29年に1町7か村が合併し、板倉町は、昭和30年に4村が合併して現在の姿があり、館林市と板倉町が合併に向けた協議を進めますことは、その歴史に沿ったものであると認識しております。また、少子高齢化に伴う人口減少が急速に進展する中、これまで以上に自主性・自立性を持った個性あるまちづくり、いわゆる地方創生が求められております。歴史的なつながりの深い両市町が一つとなり、それぞれの持つ特性や地域資源を有効に活用し、新たなまちづくりを進めることで、この地域全体が発展し、心の豊かさを実感できる住民生活の実現が図れるものと考えております。

今後の協議の中で、さまざまな課題整理も必要になるとは思われますが、自分たちの住むまちを良くしたいという思いは誰もが皆同じでございます。2つのまちが「まつすぐな気持ち」で協議・調整を行った結果が反映され、新たなまちに生まれ変わるといふ大きな目標に向けて、一步一步前進することを期待しております。結びに、本協議会において、実りある成果が得られますこと、また、委員各位による前向きな意見交換が行われますことを心からお願ひ申し上げます、あいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

第1回  
館林市・板倉町合併協議会  
副会長あいさつ



副会長（板倉町長 栗原 実）

本日は、委員の皆様を始め、大勢の傍聴人のかたがたにもお集まりをいただき、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、館林市と板倉町における合併協議の発端は、板倉町の住民発議により出発したものでございます。館林市の対応に、まずは感謝を申し上げます。

本日の協議会にご出席いただいた板倉町、あるいは館林市を代表する各委員の皆様におかれましては、今後それぞれの立場から先々を見通し、町民や市民の幸せを何よりも重視したさまざまな協議をいただけるものと考えております。

本日が第1回の協議会であり、合併に向けた協議が順調に進みますことを、そして両市町の終着点ができるだけ早い時期に一致できますことを祈っております。そのため、早急の努力を十分に行いたいと考えております。

会長より、あいさつをいただいておりますので、簡単ではございますが、副会長としてのあいさつに代えさせていただきます。

館林市・板倉町合併協議会  
設立までの経緯は？

本協議会の設立は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第4条に基づき、板倉町の住民が住民発議制度により、館林市を合併対象とした合併協議会設置請求を行ったことから始まりました。

これまでの主な手続きなどについては、下の表をご覧ください。

合併協議会とは？

合併協議会は、合併特例法に基づき、館林市と板倉町の議会の議決を経て設立された法定協議会です。

合併協議会とは  
何を協議する場なの？

合併協議会は、合併に関するあらゆる事項を協議する場です。

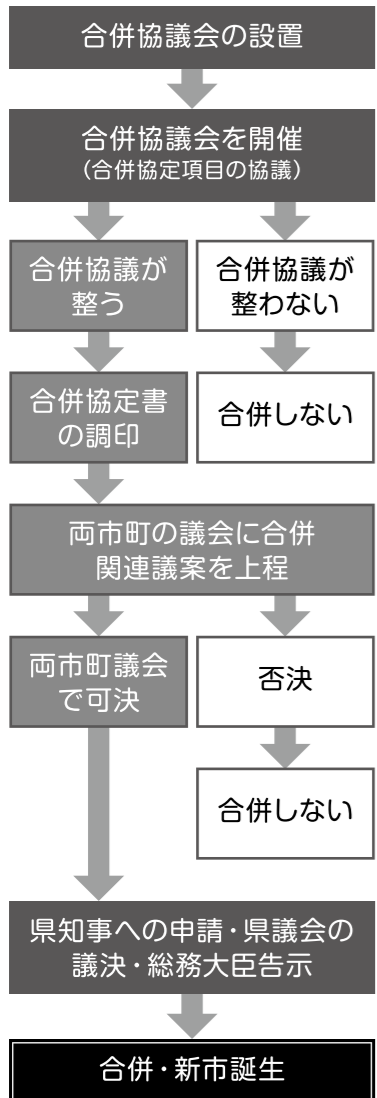
具体的には、「合併の方式」「合併の期日」「新市の名称」「新市の事務所の位置」という基本4項目に加え、館林市と板倉町が合併した場合に、両市町が行っている各種事務事業をどのように調整するか、また、両市町の合併後、概ね10年後までのビジョンを示した「新市基本計画」の策定などについて協議します。

今後、合併協議会での審議経過やその結果については、『合併協議会だより』やホームページでお知らせします。

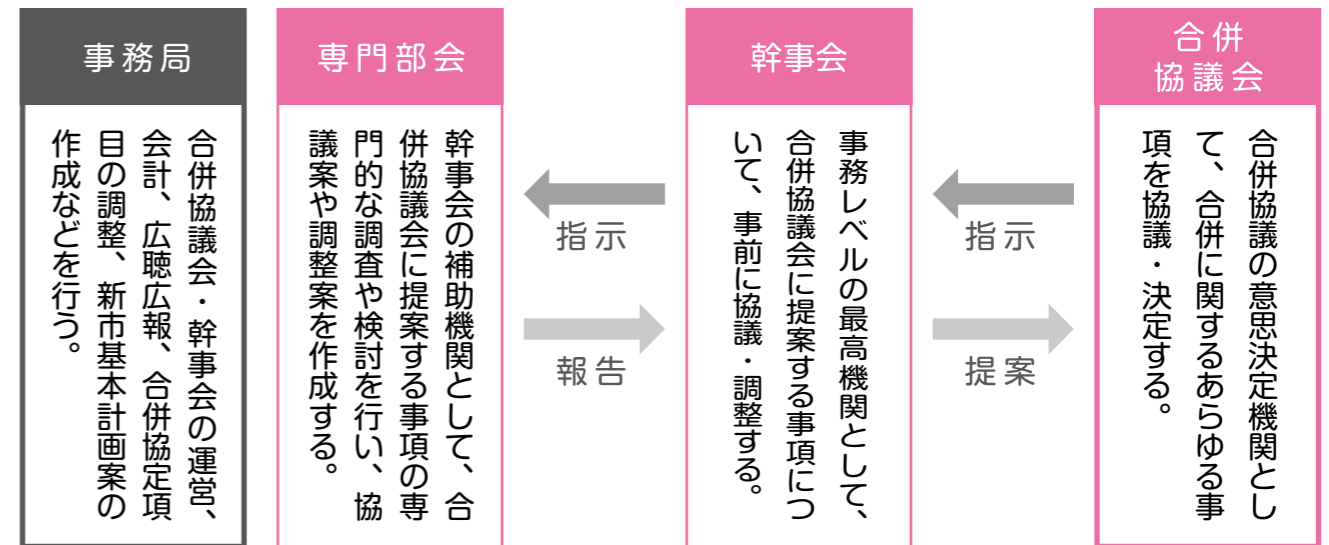
館林市・板倉町合併協議会設立までの主な手続きなど

平成27年	11月10日	合併協議会設置請求代表者（板倉町民）が合併協議会設置請求のための署名収集を開始
	12月7日	合併協議会設置請求代表者が板倉町選挙管理委員会へ収集した署名簿を提出
	12月28日	板倉町選挙管理委員会による署名簿の審査及び縦覧が終了し、有効署名総数（647人）を告示
	12月29日	合併協議会設置請求代表者が板倉町長へ合併協議会の設置を請求
平成28年	1月4日	板倉町長が館林市長へ合併協議会設置協議について、館林市議会に付議するかしないかを意見照会
	3月1日	館林市長が板倉町長へ合併協議会設置協議について、館林市議会に付議する旨を回答
	4月15日	館林市議会において平成28年第1回臨時会が開催され、合併協議会設置協議について可決
	4月21日	板倉町議会において平成28年第1回臨時会が開催され、合併協議会設置協議について可決
	6月1日	館林市長及び板倉町長による合併協議会規約に関する協議を実施 館林市・板倉町合併協議会が設立

合併までの道のり



## 館林市・板倉町合併協議会の組織



館林市・板倉町合併協議会委員名簿

規約	役職	氏名	備考
会長	館林市長	安楽岡 一 雄	
副会長	板倉町長	栗原 実	
委員	1号委員	館林市副市長	小山 定 男
	2号委員	館林市議会議長	向井 誠
		館林市議会副議長	多田 善 洋
	3号委員	板倉町議会議長	青木 秀 夫
		板倉町議会副議長	荒井 英 世
	4号委員	館林市議会議員	野村 晴 三
		館林市議会議員	高橋 次 郎
		館林市議会議員	井野口 勝 則
		板倉町議会議員	市川 初 江
		板倉町議会議員	延山 宗 一
		板倉町議会議員	今村 好 市
		板倉町議会議員	吉間 常 明
	5号委員	館林市教育長	鈴木 優
		板倉町教育長	山崎 紀 夫
館林市区長協議会会長		河本 榮 一	
館林商工会議所会頭		福田 榮 次	
館林市農業委員会会長		増田 文 和	
6号委員	板倉町行政区長会会長	市澤 孝 一	
	板倉町商工会会長	小野寺 幸 一	
7号委員	板倉町農業委員会会長	江森 富 夫	
	邑楽館林農業協同組合代表理事組合長	中里 重 義	
監査委員	板倉町町長補佐	青木 秀 夫	重複
	設置請求代表者	高木 貞 一郎	
		館林市監査委員	
		板倉町監査委員	

※平成28年6月23日現在 (敬称略)

### 第1回合併協議会の結果概要をお知らせします



はじめに、安楽岡会長、栗原副会長からそれぞれあいさつがあり、その後、安楽岡会長より各委員に委嘱状が交付されました。

次に、報告事項として、報告第1号から第8号について、事務局より報告が行われました。その後、審議事項として、議案第1号から第5号について審議を行いました。

### 第1回合併協議会で協議された内容

- 報告事項**
- 報告第1号 館林市・板倉町合併協議会の設置について
  - 報告第2号 館林市・板倉町合併協議会規約について
  - 報告第3号 館林市・板倉町合併協議会幹事会規程について
  - 報告第4号 館林市・板倉町合併協議会専門部会規程について
  - 報告第5号 館林市・板倉町合併協議会事務局規程について
  - 報告第6号 館林市・板倉町合併協議会財務規程について
  - 報告第7号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書について
  - 報告第8号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について

- 審議事項**
- 議案第1号 館林市・板倉町合併協議会会議運営規程について
  - 議案第2号 館林市・板倉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
  - 議案第3号 平成28年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について
  - 議案第4号 平成28年度館林市・板倉町合併協議会予算について
  - 議案第5号 合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について

6日に群馬県知事へ合併協議会設置の届出を行ったことなどについて報告がありました。

関するさまざまな事項を定めたことについて報告がありました。



### 報告第2号

### 館林市・板倉町合併協議会規約について

本協議会の規約において、合併協議会で行う事務、事務所の場所、組織、委員や会議の運営など、合併協議会に

### 報告第3号

### 館林市・板倉町合併協議会幹事会規程について

幹事会は、合併協議会に提案する事項について、事前に協議・調整するための組織であり、幹事会規程において、その所掌事務や組織などを定めたことについて報告がありました。

なお、幹事会の組織は、館林市副市長、同政策企画部長、同企画課長、板倉町町長補佐、同総務課長、同企画財政課長の6名で構成されています。

### 報告第4号

### 館林市・板倉町合併協議会専門部会規程について

専門部会は、幹事会の補助機関として、合併協議会に提案する事項の専門的な調査や検討を行い、協議案や調整案を作成する組織であり、専門部会規程において、その所掌事務や組織などを定めたことについて報告がありました。

なお、両市町の事務事業を詳細に把握する必要があることから、館林市の部長、課長及び板倉町の課長、係長で構成する、8つの専門部会を設置しました。

### 報告第1号

### 館林市・板倉町合併協議会の設置について

合併協議会設置までの経緯や、6月

**報告第5号**

**館林市・板倉町合併協議会 事務局規程について**

事務局は、合併協議会の会議、協議資料の作成や広聴広報に関することを行う組織であり、事務局規程において、その所掌事務や組織などを定めたことについて報告がありました。

なお、事務局の組織は、両市町の職員で構成され、館林市からは、部長、課長、係長、担当2名の合計5名が、板倉町からは課長、係長、担当の合計3名が派遣され、8名体制で業務を行っています。



**報告第6号**

**館林市・板倉町合併協議会 財務規程について**

財務規程において、合併協議会の予算や出納、その他財務に関して必要な事項を定めたことについて報告がありました。

**報告第7号**

**館林市・板倉町合併協議会 規約に関する協議書について**

規約に関する協議は、報告第2号で説明した合併協議会規約の中に、両市町の長が協議して定める事項があることから、安楽岡市長と栗原町長が協議のうえで決定した事項について報告がありました。

具体的には、会長、副会長の選任、委員のうち学識経験者や事務局職員、経費の負担割合、監査委員などについて6月1日に協議が行われました。

**報告第8号**

**館林市・板倉町合併協議会 規約に関する協議書にかかわる変更協議書について**

6月1日に協議して定めた内容について変更が生じたため、再協議を行った事項について報告がありました。

具体的には、板倉町監査委員の高瀬博通さんが、6月6日付で退任し、新たに江田音吉さんが選任されたため、合併協議会の監査委員についても、協議のうえで変更されました。



**議案第1号**

**館林市・板倉町合併協議会 会議運営規程について**

↓原案のとおり可決しました

会議運営規程は、会議の議事や運営方法について定めるものです。

会議を運営するにあたっての基本方針として、公正かつ公平な協議に努めることや議事の決定については、原則全会一致としますが、十分に議論したうえで意見が分かれた場合には、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めることについて、また、会議の傍聴にあたってのルールなどについて提案がありました。

**議案第2号**

**館林市・板倉町合併協議会 委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について**

↓原案のとおり可決しました

委員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、会長、副会長、委員、監査委員の報酬や費用弁償について定めたものです。

会議に出席した場合には、市長、町長、議員、職員を除き、報酬を支払うことや、職務に関して出張した場合に、その実費を支払うことについて提案がありました。

**議案第3号**

**平成28年度館林市・板倉町 合併協議会事業計画について**

↓原案のとおり可決しました

事業計画については、合併協議会幹事会、専門部会を、おおむね2年間開催したいと提案がありました。

また、新市基本計画については、策定の基本方針、事務事業や財政計画などを定めるにあたり、合併協議会での

**議案第4号**

**平成28年度館林市・板倉町 合併協議会予算について**

↓原案のとおり可決しました

合併協議会の予算については、歳入、歳出合計ともに2,589万円とする提案がありました。なお、両市町の負担金の割合については、『合併協議会だより』にかかる費用のみ世帯割とし、それ以外は均等割としています。詳細については、下の表をご覧ください。

**Q 委員からの主な質問**

『合併協議会だより』の発行予定はどのようになっていますか？

**A 事務局からの回答**

合併協議会の開催ごとに、その経過や結果を『合併協議会だより』でお知らせしたいと考えています。



**Q 委員からの主な質問**

議事の進行で意見が分かれた場合に、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めることとした考え方は？

**A 事務局からの回答**

すべての議事で委員の意見が一致することは困難な場合もあり、全会一致に限定した場合、合併協議会として何の決定も成し得ず、その責務を果たせなくなる可能性もあります。

一般的には、過半数による多数決ですが、より厳密な意思決定の方法として、特別多数(3分の2以上)としました。なお、意見が分かれた場合には、継続審議にするなど、柔軟に対応したいと考えています。

**Q 委員からの主な質問**

会議録は合併協議会のホームページで公開するのですか？

**A 事務局からの回答**

会議録は、合併協議会のホームページに掲載し公開します。また、その概要を『合併協議会だより』でお知らせしたいと考えています。

歳出合計 25,890千円	
内 訳	
運営費	
会議費	2,440千円 委員報酬や会場使用料など
事務費	1,990千円 事務用消耗品費など
事業費	
事業推進費	20,960千円 合併協議会だよりの印刷製本費など
予備費	
予備費	500千円

合併協議会予算	
歳入合計 25,890千円	
内 訳	
負担金	20,889千円
	館林市 11,880千円
	板倉町 9,009千円
諸収入	1千円
預金利息など	
県補助金	5,000千円
	群馬県市町村合併協議会支援補助金

## 議案第5号

### 合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について

↓原案のとおり可決しました

合併協定項目は、合併に関する基本的な事項や両市町が行っている事務事業のうち、特に住民生活に深く関わりがあり、合併に際して重要と考えられる事項について、先進事例などを参考に52項目を選定したいと提案がありました。

調整方針は、合併協定項目の調整にあたっての基本的なルールとなります。本協議会では、調整方針として、自治体を取り巻く社会・経済などの環境変化に十分留意し、新たなまちが魅力あるまちとして、また、住民福祉の向上が図れるよう努めるとともに、次の7つの原則を遵守する旨の提案がありました。



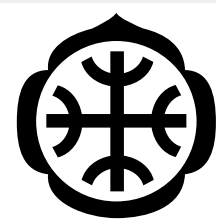
- ① 一体性確保の原則
- ② 住民福祉向上の原則
- ③ 負担公平の原則
- ④ 健全な財政運営の原則
- ⑤ 行政改革推進の原則
- ⑥ 適正規模準拠の原則
- ⑦ 地域特性尊重の原則



### 館林市と板倉町の紹介

## 第1弾「市章・町章」

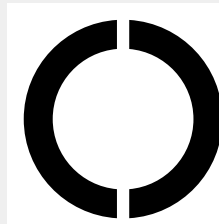
#### 館林市 TATEBAYASHI



周囲の輪郭は、弧状三日月が3つと、同じく三日月形の上部に先端のついているものことから成ります。これは漢字「立」を模様化したもので、上部の先端は点を示しています。

中部には、「木」の字が2つ直角に交差して円の中心を成しています。これは「林」を模様化したものです。この2つの模様によって、「立林」を表現しています。

#### ITAKURA 板倉町



板倉町（いたくらまち）の「い」の1字を模様化したもので、両方から平均した力で抱え合い、全体の調和をとり1つの輪をなしているイメージで作られています。また、形を表す「わ」は、和

に通じ円満、平和の意を内に含み清純な様子を表現しています。



合併協議会のホームページを開設しました。  
ホームページでは、協議会の資料などを公開しています。  
協議の状況や会議録を掲載していきますので、ご覧ください。

<http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

館林市・板倉町合併協議会

検索

